

こうれい しょうがい かたがた し えん かた ご高齢・障害のある方々への支援のあり方

令和2(2020)年2月14日から同年3月25日まで開催されました、市議会定例会におきまして、市長提出議案55案、諮問3件、議員発議案5案、市民の方々からご提出頂きました請願・陳情11件が、それぞれ審議・議決されました。以下では今定例会におきまして、はまの太郎が行いました、ご高齢の方々にご利用頂いております公共施設・事業名のあり方と、障害のある方々にご参加頂けるような文化・スポーツ事業のあり方に関する質問の概要をご報告致します。

① ご高齢の方々がご利用されている市の施設や事業の名称のあり方について

質疑 市の施設・事業名には、「老人福祉センター」のように「老人」という語を用いるものもある。しかしこの語は「衰える」というニュアンスを持つことから、抵抗を覚える方々も存在する。ご高齢の方々に快くご利用頂くためには、施設や事業名の再検討が必要ではないか。

市答弁 「老人福祉センター」の名称については過去にご利用者の方々にお伺いしたアンケートにおいて、現在の名称を引き続き使用する意見が過半数であった。他の施設や事業の名称については、今後も利用者の方々へのアンケートなどを通してニーズを把握してまいりたい。

ご高齢の方々に話を伺わせて頂くと、ご自身を「老人」と呼ばれることに抵抗感を持たれておられる方々は、少なくないと感じます。

市の施設・事業名も、「老人福祉センター」のように「老人」を用いるものもある一方、「高齢者いきいき健康教室」のように、「高齢者」を使用するものもごございます。

市の施設・事業名のあり方については、法律上の要件だけでなく、ご利用される方々にとって愛着が持て、広く市民の皆様の間で定着しやすいかという視点を、今後も大切にしていききたいと考えます。



ひがしろうじんふくし 東老人福祉センター (出典：市HP)

② 障害のある方々にご参加頂けるような文化・スポーツ事業のあり方について

質疑 障害のある方々の特性やニーズに即したプログラムや会場などを備え、気兼ねなくご参加頂ける文化・スポーツ事業の拡充に対する市の見解は。

市答弁 文化事業については障害のある方々のみにご参加頂けるものは現状ではないが、スポーツ事業においては平成30年度から特別支援学校・特別支援学級のお子さんを対象とした小学生サッカー教室を行っている。

今後障害のある方々ご本人や当事者団体、親の会、市のパラスポーツ協議会などと協議しながら、障害のある方々の特性・ニーズを把握し、より有効な事業展開をしてまいりたい。

平成28(2016)年に施行されました障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、文化・スポーツ事業においても、障害のある方々のご参加が形式的に制限されることがあってはならないことに加え、実質的にご参加頂きやすくなるような取り組みが市に求められていると言えます。

具体的な事業展開は、ご本人の障害の種別や特性、発達段階、生活の状況やご希望などと、美術や音楽などの各文化活動・スポーツ種目の特性の組み合わせが鍵になると考えられますので、まずはご本人や保護者の方々などからご意見を頂戴していくことが、今後に向けた重要な第一歩であると考えます。